

千曲市犯罪被害者等支援条例(仮称)骨子案

1. 条例制定の目的

- (1) 犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市の責務を明らかにする。
- (2) 犯罪被害者等支援の基本となる事項を定める。
- (3) 犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減、犯罪被害者等の生活の再建及び権利利益の保護を図る。
- (4) 誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与する。

2. 定義

- (1) 犯罪等
犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為。
- (2) 犯罪被害者等
犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族。
- (3) 犯罪被害者等支援
犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組。
- (4) 市民等
市民又は市内において事業もしくは活動を行うもの。
- (5) 二次被害
犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者や犯罪被害者等に接する行政機関の職員その他関係者による理解もしくは配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害。

3. 基本理念

- (1) 犯罪被害者等支援は、個人の尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。
- (2) 犯罪被害者等支援は、被害又は二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等に応じて、適切に行われること。
- (3) 犯罪被害者等支援は、安心して暮らすことができるよう、必要な支援が迅速かつ公平に行われ、かつ途切れることなく提供されること。
- (4) 犯罪被害者等支援は、国、県、市、関係機関等による相互の連携及び協力により行われること。

4. 市の責務

基本理念にのっとり、国、県、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を実施する。

5. 市民等の役割

基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するよう努める。

6. 基本的施策

①相談及び情報の提供

犯罪被害者等が受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするため、相談及び情報の提供。

②居住の安定

従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図る。

③経済的負担の軽減

犯罪被害者等の経済的負担軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供による支援。

④市民等の理解の増進

市民等に犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるため、広報及び啓発に努める。